

企画政策課

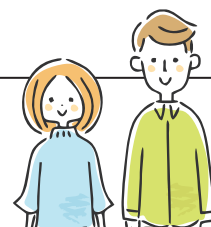
☎ 共生協働係 (221)

結婚新生活を応援します！

大崎町では新たに結婚された夫婦を対象に、結婚を機に新しく物件を購入または賃借した際に掛かった費用を補助しています。

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 1. 令和5年3月1日以降に結婚された夫婦 2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 3. 夫婦の合計所得が500万円未満 4. 公的制度による家賃補助を受けていないこと 5. 税金の滞納がないこと 他 |
| 補助対象経費 | 新居の購入費又はリフォーム費、家賃(1か月分)、敷金、礼金、引越費用など |
| 補助金額 | 補助対象経費を合わせた額とし、以下の金額を上限とする。 ・29歳以下の夫婦…60万円 ・39歳以下の夫婦…30万円 |

対象となる可能性のある方は
HPでより詳細な情報をご確認ください！→



企画政策課

☎ 共生協働係 (221)

夢にチャレンジする若者を応援します！

大崎町では夢にチャレンジする若者に補助金を支給しています。
例) ・将来の夢のため海外留学 ・ボランティアをしたい！など

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 1. 令和5年4月1日において16歳以上45歳以下の方 2. チャレンジ終了後、報告会を行うことができる方 他 |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・報償費(講師謝礼など) ・旅費 ・需用費(消耗品費など) ・役務費(郵送料・保険料など) ・使用料及び賃借料 ・負担金(語学研修の受講費用、体験研修の参加費用、留学受入校の授業料など) |
| 補助金額 | 一人につき20万円を上限 |
| 募集期間 | 令和5年6月1日(木)から7月14日(金)まで |

夢へのチャレンジを考えている方は
HPでより詳細な情報をご確認ください！→

